

事務連絡

令和8年4月30日

食品容器包装等製造事業者 各位

農林水産省新事業・食品産業部企画グループ長

食品流通課長

食品製造課長

外食・食文化課長

農林水産省農産局穀物課長

園芸作物課長

地域作物課長

果樹・茶グループ長

農産政策部企画課長

農産政策部貿易業務課長

農林水産省畜産局食肉鶏卵課長

牛乳乳製品課長

農林水産省経営局経営政策課長

協同組織課長

林野庁林政部経営課長

水産庁漁政部加工流通課長

石油由来の食品容器包装等の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、石油由来の食品容器包装等（以下単に「食品容器包装等」という。）について、その安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しています。

これら石油化学製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、3月30日付けで石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を発出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
- ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
- ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し

を要請しているところです。

併せて、食品容器包装等の製造に必要な石油関連製品については、川上の石油化学企業において国内供給が継続しているところ、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談

窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもって改めて食品容器包装等製造・流通事業者等に対する周知等の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼も踏まえ、別紙1及び別紙2のとおり、流通事業者及び食品産業事業者に対して要請したところですが、貴社におかれましても、食品容器包装等の製造に必要な石油関連製品の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、供給困難になる前に、早めに相談窓口を活用するなど食品容器包装等の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした供給をする、受発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についてもお願い申し上げます。

食品産業に携わる皆様へ

燃料油や石油製品等の 供給に関する相談窓口を設置しました

農林水産省では、燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口を設置しています。中東情勢の影響により、燃料油や石油製品等の確保に不安がある場合は、お早めにご相談ください。

食品産業に関する燃料油や石油製品等のご相談はこちら

大臣官房新事業・食品産業部 食品製造課

メール: seizou_info@maff.go.jp

詳細はこちらのプレスリリースをご覧ください▶
<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/anpo/260331.html>



農林水産省

別添

2026年4月30日

農林水産省 担当課長 殿

経済産業省 製造産業局 素材産業課長

石油関連製品の安定供給確保に向けた周知の御協力について

現下の中東情勢を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む）において、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応されているところ です。

他方、流通面において、一部の需要家において石油関連製品の調達が困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、経済産業省としては、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対し、石油関連製品の安定供給の実施について要請しているところです（別紙参照）。

つきましては、上記要請を踏まえ、貴省から、食品容器包装等の製造・流通事業者等に対し、

- ・石油関連製品の調達に支障が生じた場合に供給事業者と丁寧に協議頂くこと
- ・供給困難になる前に、早めに関係省庁の情報提供窓口を活用すること
- ・通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした供給をする、受発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組を行うこと

など、石油関連製品の安定的な調達に向けた取組について、周知への御協力をお願いいたします。

(別紙)

2026年3月30日

石油関連製品事業者 各位

経済産業省 製造産業局長 伊吹 英明

石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む）におかれましては、我が国における国内の石油関連製品の安定供給確保に万全を期すべく、対応頂いているところです。

他方、流通面において、一部の需要家において石油関連製品の調達が困難となる等、供給に偏りがある事例があると承知しています。

このため、国民生活に支障が生じることのないよう、特に医療用途等のサプライチェーンに留意いただき、石油関連製品の安定供給を実施されるよう要請します。

また、石油関連製品の安定供給という社会的責任の下、最終需要家に対し偏りなく供給されるよう、取引先にも対応を促すことを要請します。

◇本件に関するお問い合わせ先：

経済産業省 製造産業局 素材産業課 : 03-3501-1737

事務連絡

令和 8 年 4 月 3 0 日

食品容器包装等流通事業者 各位

農林水産省新事業・食品産業部企画グループ長

食品流通課長

食品製造課長

外食・食文化課長

農林水産省農産局穀物課長

園芸作物課長

地域作物課長

果樹・茶グループ長

農産政策部企画課長

農産政策部貿易業務課長

農林水産省畜産局食肉鶏卵課長

牛乳乳製品課長

農林水産省経営局経営政策課長

協同組織課長

林野庁林政部経営課長

水産庁漁政部加工流通課長

石油由来の食品容器包装等の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、石油由来の食品容器包装等（以下単に「食品容器包装等」という。）について、その安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しています。

これら石油化学製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、3月30日付けで石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を発出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
- ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
- ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し

を要請しているところです。

併せて、食品容器包装等の製造に必要な石油関連製品については、川上の石油化学企業において国内供給が継続しているところ、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談

窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもって改めて食品容器包装等製造・流通事業者等に対する周知等の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼も踏まえ、別紙1及び別紙2のとおり、製造事業者及び食品産業事業者に対して要請したところですが、貴社におかれましても、食品容器包装等の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、供給困難になる前に、早めに相談窓口を活用するなど食品容器包装等の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、お願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした供給をする、受発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についてもお願い申し上げます。

また、このことを、貴社と取引のある流通事業者に対してもお伝えくださいますよう併せてお願い申し上げます。

事務連絡
令和8年4月30日

食品産業関係団体 御中

農林水産省担当課長 (※)

石油由来の食品容器包装等の安定供給に向けた御協力について（要請）

現下の中東情勢を踏まえ、石油由来の食品容器包装等（以下単に「食品容器包装等」という。）について、その安定的な調達に懸念の声が挙がっているものと承知しています。

これら石油化学製品の製造、流通を所管する経済産業省においては、このような状況を踏まえ、3月30日付けで石油関連製品事業者（製造者、卸事業者を含む。）に対して、別添のとおり「石油関連製品の安定供給確保に向けた御協力について（要請）」を发出しており、

- ・石油関連製品の安定供給の実施
 - ・国民生活に支障が生じることのないよう配慮
 - ・石油関連製品の最終需要家に対し偏りなく供給されるよう取引先に対する対応の促し
- を要請しているところです。

併せて、食品容器包装等の製造に必要な石油関連製品については、川上の石油化学企業において国内供給が継続しているところ、農林水産省において燃料油や石油製品等の供給に関する相談窓口（以下「相談窓口」という。）を設置し、多層的なサプライチェーンを調査の上、目詰まり解消を図るための対応を進めており、今般、経済産業省より、別添通知をもって改めて食品容器包装等製造・流通事業者等に対する周知等の依頼がなされたところです。

つきましては、上述の要請・依頼も踏まえ、別紙1及び別紙2のとおり、製造事業者及び流通事業者に対して要請したところですが、食品容器包装等の調達に支障が生じた場合においては、いまいちど供給が困難な理由等について供給事業者と丁寧に協議いただくとともに、調達困難になる前に、早めに相談窓口を活用するなど食品容器包装等の安定供給に向けた対応に御協力を頂きますよう、貴団体より会員各位への周知をお願い申し上げます。

加えて、通常以上の受発注が集中的になされることにより一時的に需給が逼迫し、その流通に影響を及ぼす場合があるところ、前年同期同量を基本とした調達をする、発注を平準化するなど、需給状況の改善に向けた取組についても周知をお願い申し上げます。

(※) 実際の通知の发出に当たっては、貴社宛て通知の右肩に連名で記載しております課長からそれぞれの食品産業関係団体様宛てに、各担当課長名で送付しております。